

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北海道は、児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道知事

公表日

令和7年8月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費の支給に関する事務
②事務の概要	児童相談所で、次の業務を実施している。 ・児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費又は同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給に関する事務 特定個人情報ファイルは、上記事務に係る次の事務に使用する。 ・申請書等に個人番号の記載欄を設け、地方税関係情報や住民票関係情報などと連携することで、審査等における事務の省力化及び書類提出の省略化を図る。 ・また、他所属又は他機関からの照会に対して、定められた範囲で障害児入所措置に関する情報の提供を行う。
③システムの名称	指定障害福祉サービス事業者管理台帳システム(障害児施設給付費受給者管理機能)、中間サーバー、北海道庁宛名連携サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児施設給付管理情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【利用根拠】 番号法9条第1項 別表8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11の項、18の項、19の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (障害児入所給付費)42の項、125の項、161の項 (障害児入所支援)14の項、18の項、20の項、80の項、81の項、144の項、155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課
②所属長の役職名	子ども家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北海道総務部行政局文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階 電話:011-204-5038
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話:011-206-8269
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月28日	I-5-②「所属長」	障がい者保健福祉課長 湯谷 隆博	障がい者保健福祉課長 植村 豊	事後	重要な変更にあたらぬ(所属長名の変更)
平成28年7月4日	I-7「請求先」	北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター	北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
平成28年7月4日	I-8「連絡先」	電話:011-204-5278	電話:011-204-5899	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
平成30年6月27日	I-5-②「所属長」	障がい者保健福祉課長 植村 豊	障がい者保健福祉課長 東 秀明	事後	重要な変更にあたらぬ(所属長名の変更)
令和1年6月20日	II-1 対象人数	平成27年9月15日時点	平成31年4月15日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点係数の確認時期)
令和1年6月20日	II-2 取扱者数	平成27年9月15日時点	平成31年4月15日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点係数の確認時期)
令和2年5月25日	I-4-②「法令上の根拠」	【情報照会の根拠】 番号法別表第二の8項、14項及び15項	【情報照会の根拠】 番号法別表第二の8項、14項及び15項	事後	評価の再実施
令和2年5月25日	I-7「請求先」	北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター	北海道総務部行政局文書課行政情報センター	事後	評価の再実施
令和2年5月25日	II-1 対象人数	平成31年4月15日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和2年5月25日	II-2 取扱者数	平成31年4月15日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価の再実施
令和4年5月18日	I-3「法令上の根拠」	番号法別表第一の7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	番号法別表第一の7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和4年5月18日	I-4-②「法令上の根拠」	【情報照会の根拠】 番号法別表第二の8項、14項及び15項	【情報照会の根拠】 番号法別表第二の8項、14項及び15項	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和4年5月18日	I-8「連絡先」	電話:011-204-5899	電話:011-204-5264	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和4年5月18日	II-1 対象人数	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和4年5月18日	II-2 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和5年5月22日	I-4-②「法令上の根拠」	【情報照会の根拠】 番号法別表第二の8項、14項及び15項	【情報照会の根拠】 番号法別表第二の8項、14項及び15項	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和5年5月22日	II-1 対象人数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和5年5月22日	II-2 取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和5年5月27日	I-5-①「部署」	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和5年5月27日	I-5-②「所属長の役職名」	障がい者保健福祉課長	子ども家庭支援課長	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和5年5月27日	I-8「連絡先」	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 011-204-5264	北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課 011-206-8269	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和5年5月27日	II-1 対象人数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和5年5月27日	II-2 取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和6年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第一の7の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を	【利用根拠】 番号法9条第1項 別表8の項	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	【情報照会の根拠】 番号法別表第二の8項、14項及び15項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令	事後	
令和7年7月30日	II-1 対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)
令和7年7月30日	II-2 取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ(時点修正)